

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第1章第6節 7 災害医療）

1. 医療機関の受入体制の整備

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

（現状）

- 平成23年3月東日本大震災
- 平成28年4月熊本地震
- 平成30年6月大阪北部地震、平成30年9月北海道胆振東部地震
- 風水害による被害（平成26年8月広島土砂災害、平成27年関東・東北豪雨、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、台風21号、令和元年台風15号、台風19号）
- 令和4年5月 都が首都直下地震等による東京の新たな被害想定を公表

（取組）

- すべての医療機関を「災害拠点病院（拠点病院）」、「災害拠点連携病院（連携病院）」、「災害医療支援病院（支援病院）」及び「診療所等」に分類
- 拠点病院83、連携病院137指定（令和5年3月31日時点）
- 拠点病院及び連携病院への医療機能の確保のため資機材の配備等を実施
- 拠点病院に対する備蓄倉庫、自家発電設備、受水槽、ヘリ離着場及びNBC災害・テロ対策医療資機材等の整備支援
- 連携病院に対する備蓄倉庫、自家発電設備、受水槽及び外部電源盤等の整備支援
- 拠点病院及び連携病院の浸水対策（止水版の設置等）を支援
- すべての病院を対象に耐震化補助を実施（拠点病院96.4%）
- BCP策定ガイドラインを、拠点病院、連携病院、一般医療機関、それぞれに向けた内容に改定
- BCP策定ガイドラインや専門家活用支援により、すべての病院を対象にBCP策定・改定に向けた支援を実施
- 水害対策に特化した水害対策BCPガイドラインを令和5年度中に策定

課題

○災害時の患者収容力の確保

- 重症患者を確実に受け入れるため、新たな被害想定などに基づき、医療従事者の被災など様々な事態の発生を考慮し、引き続き体制整備を行っていくことが必要

○災害に備えた病院の体制整備

- すべての病院が発災時から可能な限り医療機能を継続できるよう、平時から地震や大雨等の災害に備えて体制を整備することが必要

○水害への備えの充実

- 水害発生時の行動は、地震発生時と異なり、予見することができるため、各病院が行動を明確化しておくことが必要
- 多様化、大規模化する自然災害に備え、浸水想定区域に所在する拠点病院、連携病院の体制整備が必要
- 支援病院についても、浸水想定区域に所在する場合、浸水対策を講じるよう努めることが必要

○新興感染症対策

- 感染症まん延時の災害発生への備えが必要

○NBC災害・テロ対策

- NBC災害発生に備えた体制の確保が必要

○被ばく医療

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故時には、国の想定を超えて放射線物質が飛散したことから緊急被ばく医療体制の見直しをすることが必要

今後の方向性（取組の概要を含む。）

○災害時の患者収容力の確保

- 二次保健医療圏ごとの新たな被害想定に基づく被災の想定や医療資源、病院の収容力、地域の実情等を踏まえ、拠点病院を整備
- 拠点病院を補完し、中等症患者等を主に収容・治療する連携病院を整備

○災害に備えた病院の体制整備

- 拠点病院及び連携病院の災害時の機能確保のため、医療用資機材や施設設備整備を実施
- 未耐震の建物を有するすべての病院に対して、引き続き耐震化を働きかけ
- 医療機関の災害時の機能に応じて策定したBCP策定ガイドライン等により、拠点病院、連携病院、支援病院に加え、産科や透析を行う診療所などに対して、BCPの策定や改定を働きかけ

○水害への備えの充実

- 水害対策に特化したBCP策定ガイドラインにより、浸水想定区域に所在するすべての病院に対して、BCPへの水害対策の反映を働きかけ
- 浸水想定区域に所在する拠点病院及び連携病院に、止水板整備等の浸水対策を促すとともに、入院患者の安全確保の観点から、支援病院に対しても必要な浸水対策の実施を支援

○新興感染症対策

- 災害時医療救護活動ガイドラインに明示する緊急医療救護所での感染症対策例等をもとに、区市町村へ備えを促す

○NBC災害・テロ対策

- 災害拠点病院のNBC・テロ対策に必要な資機材整備等を実施

○被ばく医療

- 実効性のある「緊急被ばく医療体制」のため、国に対し、引き続き提案要求

目標

○災害発生時にも災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院の体制が確保され、それぞれの機能を果たすことができる。

想定する評価指標

- 災害拠点病院数 ⇒増やす
- 災害拠点連携病院数 ⇒増やす
- 耐震化率 ⇒上げる
- BCP策定率 ⇒上げる
- 浸水想定区域に所在する病院のうちBCPへの水害対策の記載率 ⇒上げる

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第1章第6節 7 災害医療）

2. 医療救護活動の体制整備

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

（取組）

- ・「災害時医療救護活動ガイドライン」により、災害時の医療救護活動について、関係機関の活動方針を明確化
- ・都は、東京都災害医療コーディネーター（3名）、東京都地域災害医療コーディネーター（24名、代表・代理）を指定し、衛星携帯電話を配備
- ・都と医療対策拠点や二次保健医療圏ごとの関係機関同士の連携等について確認、検証を行うため図上訓練を実施
- ・各区市町村でも、区市町村災害医療コーディネーターを指定
- ・平時から、各二次保健医療圏で、地域災害医療連携会議を開催し、地域の実情を踏まえた災害時の医療救護体制を検討
- ・病院や区市町村の医療救護活動を補完するため、三師会などの関係機関と、協定や委託契約により医療救護班等の体制を整備
- ・DMAT事務局（日本DMAT）や都医師会（JMAT）、日赤東京都支部（日赤救護班）など医療チームを有する団体等との応援医療チームによる救護活動への協力体制を整備
- ・医療対策拠点への防災行政無線や光回線、衛星通信回線などの通信手段の整備
- ・都内すべての病院と区市町村等を対象に広域災害救急医療情報システム（EMIS）アカウントを配備し、通信訓練を実施
- ・拠点病院に防災行政無線や衛星電話等の配備を進め、複数の通信手段を確保
- ・陸路、空路及び水路による搬送手段確保のため関係機関と調整
- ・SCUを都内三か所（羽田空港、有明の丘広域防災拠点、立川駐屯地）に設置するために必要な医療資機材を備蓄
- ・東京都ドクターヘリについて、平時からの運航に加えて、災害時における訓練等を実施
- ・災害時の適切なトリアージの実施のため、平時から医師・歯科医師・薬剤師等を対象とした研修を実施

課題

○都本部及び医療対策拠点の機能確保

- ・保健医療局と福祉局が連携し、保健医療福祉調整本部の機能の確保が必要
- ・災害対策本部や医療対策拠点において、東京DMATや災害時小児周産期リエゾン等による災害医療コーディネーターの支援体制の確保が必要

○区市町村等、二次保健医療圏の医療救護体制

- ・円滑に医療救護活動を行えるよう、区市町村の体制強化の取組が必要
- ・災害時の情報連絡系統や緊急医療救護所などの円滑な機能発揮

○医療連携体制

- ・災害時に妊産婦や乳幼児、精神障害者等へ適切に対応できるよう、医療連携体制について検討することが必要
- ・島しょでの災害発生時には、島しょ地域の事情に精通した機関や人材による支援が必要
- ・都外から参集する医療チーム等を効果的に運用する体制を確保

○情報連絡体制・搬送体制

- ・都と複数の医療対策拠点の間や複数の医療対策拠点同士で等、即時に同じ内容の情報を共有し、迅速な連携ができるようデジタルツールの活用が必要
- ・医療機関の被災状況等を迅速、的確に把握するため情報連絡体制の確保が必要
- ・災害時の円滑な搬送体制の確保
- ・東京都ドクターヘリの災害時の効果的な運用に向けた訓練や検証等の実施

○大規模イベント時の危機管理体制

- ・東京2020大会以降も大規模イベント時の緊急事態への迅速な対応が必要

○医療機関や都民等への普及啓発

- ・災害医療体制が機能するよう普及啓発が必要

今後の方向性（取組の概要を含む。）

○都本部及び医療対策拠点の機能確保

- ・保健医療局及び福祉局の災害対策本部が連携し、保健医療福祉調整本部の役割を果たせるよう、図上訓練等を両局が連携して実施
- ・図上訓練において、東京DMATや災害時小児周産期リエゾンが、災害医療コーディネーターの支援に入ることで、効果的な連携の仕組みを継続的に検証

○区市町村等、二次保健医療圏の医療救護体制

- ・区市町村職員及び区市町村災害医療コーディネーターを対象に研修を実施
- ・二次保健医療圏単位の地域災害医療連携会議の活用や図上訓練等を実施し、区市町村を含めた体制の充実・強化を図る。

○医療連携体制

- ・災害時小児周産期リエゾンを養成し、災害医療コーディネーターと連携した訓練を実施
- ・東京都こころのケア体制（東京DPAT）を整備し、災害医療コーディネーターと連携した訓練を実施
- ・島しょ保健所と連携の上、島しょでの災害発生を想定した訓練を行い、効果的な連携の仕組みを検証
- ・協定締結に基づく全国レベルで確立された日本DMAT等の派遣体制のもと、図上訓練等の実施を通じて、応援医療チームの受援体制等を検討

○情報連絡体制・搬送体制

- ・複数の関係機関や多数の関係機関が効果的に連携するため、デジタルツールを用いた効果的な情報連絡方法を検討
- ・全病院を対象にしたEMIS等を用いた通信訓練を実施
- ・関係機関と連携して、陸路、水路、空路の搬送経路の確保を図る。
- ・病院救急車の活用を含め、傷病者の病院間搬送手段の確保について検討
- ・SCUの設置訓練を定期的に訓練を実施
- ・東京都ドクターヘリの災害時の効果的な運用方法等を引き続き検証

○大規模イベント時の危機管理体制

- ・東京2020大会に向けた対応をレガシーとし、今後の大規模イベント時の緊急事態へも迅速な対応を実施

○医療機関や都民等への普及啓発

- ・災害医療体制が機能するよう医療関係者や都民等に対して継続的な普及啓発を実施
- ・普及啓発に関する区市町村の取組を支援

目標

○ 災害発生時にも各機関が円滑に情報連絡を取り、連携することができる。

想定する評価指標

- ・EMIS等を活用した訓練を実施している病院の割合 ⇒増やす
- ・広域医療搬送を想定した訓練の実施回数 ⇒年1回
- ・東京都ドクターヘリの災害時運用を想定した訓練の実施回数 ⇒年1回

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第1章第6節 7 災害医療）

3. 東京DMATの体制強化

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

（取組）

- ・ 東京DMAT指定病院（指定病院）を26病院指定、約1,150名の東京DMAT隊員を確保（令和5年3月31日時点）
- ・ 東京DMATカーをすべての東京DMAT指定病院に配備
- ・ 平成29年度末から、東京消防庁と連携して、キーワード方式による早期運用を実施し、都市型災害時の迅速な医療救護活動を実施
- ・ 指定病院に、現場携行用資機材整備に関する支援
- ・ NBC災害に専門的な知見を有するNBC特殊災害チーム（5チーム）を指定し、NBC災害対応に関する資機材整備を支援
- ・ 医療対策拠点での地域災害医療コーディネーター支援を新たな活動として位置づけ
- ・ 令和元年東日本台風時の被災医療機関支援や新型コロナ入院調整本部での入院調整への助言などを契機に、医療機関支援、都の対策本部支援を新たな活動として位置づけ

課題

○東京DMAT隊員の養成

- ・ 自然災害、都市型災害への備えのため継続的な隊員養成が必要

○出場要請にいつでも出場可能な体制の確保

- ・ 平時からの活用により、東京DMATカーが緊急時の出場要請にいつでも対応できる体制の確保

○様々な災害の発生を想定した体制の確保

- ・ 地震災害だけでなく、NBC災害を想定した備え

○新たな活動等を踏まえた新たな研修の実施

- ・ 新たな活動内容に関して、隊員への実効的な研修内容の検討、実施が必要
- ・ 首都直下地震等で多数傷病者発生時には、東京消防庁の現場指揮本部長の指揮下で、東京DMATの複数隊が連携して活動する事態が想定

○高い指導力や知見を有する者の活用

- ・ 長期にわたる東京DMATとしての活動の中で、高い指導力や知見を得た者が隊員資格を喪失した場合、その能力を活用することが必要

今後の方向性（取組の概要を含む。）

○東京DMAT隊員の養成

- ・ 指定病院に対して実践的な研修や訓練を実施し、災害医療コーディネーター支援など新たな活動を加味した上で、必要な体制を確保できるよう、継続的に隊員を養成

○出場要請にいつでも出場可能な体制の確保

- ・ 緊急時に備えて配備した東京DMATカーの平常時の活用について、東京DMAT運営協議会等で具体的な活用例などを検討
- ・ 東京DMATカーの平常時の活用について指定病院に働きかけ

○様々な災害の発生を想定した体制の確保

- ・ 東京DMATの現場活動やNBC災害対応時に必要となる資機材を整備

○新たな活動等を踏まえた新たな研修の実施

- ・ 医療対策拠点における災害医療コーディネーター支援活動や災害現場における複数の東京DMAT間の連携等に必要となる研修内容を検討し、研修や訓練の実施を通じて、新たな活動等の専門性を有する隊員を養成

○高い指導力や知見を有する者の活用

- ・ 高い指導力や知見を得た隊員については、隊員資格を喪失した後も、一定の要件を設け、指導者として協力を依頼し、隊員養成を効果的に実施

目標

○新たな活動内容を踏まえて東京DMATの体制が確保されている。

想定する評価指標

- ・ 東京DMAT隊員数 ⇒増やす
- ・ 新たな活動等を踏まえた研修の受講者数 ⇒増やす

4. 医薬品等の供給体制の確保

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

（取組）

- ・ 医薬品・医療資器材を円滑に調達するため、民間の卸団体と協定を締結
- ・ 区市町村と医薬品卸売販売業者との協定締結を支援し、53区市町村（島しょ地域を除く都内の全区市町村）が協定を締結
- ・ 各区市町村において、災害薬事コーディネーターを指定

課題

○医薬品等の供給体制の確保

- ・ 災害時、卸売販売事業者が確実に医薬品等を医療機関や救護所へ供給することが必要
- ・ 災害時、協定締結卸団体と円滑な連絡・情報共有を実施することが必要
- ・ 災害医療において、必要な知識と資質を備えた薬剤師を地域ごとに確保することが必要
- ・ 災害時、都内全域における薬事に関する総合調整を行う体制を一層強化することが必要

今後の方向性（取組の概要を含む。）

○医薬品等の供給体制の確保

- ・ 協定締結卸団体に所属する卸売販売業者の車両のうち、必要な台数を緊急通行車両として事前登録
- ・ 協定締結卸団体に配備した災害時優先携帯電話と業務用無線を使用した通信訓練を定期的の実施
- ・ 地域の災害薬事リーダーを育成するための実践的な研修を計画的に実施
- ・ 東京都災害薬事コーディネーターを指定し、医薬品等の供給体制等の一層の強化を実施

目標

○災害時における医薬品等の供給体制が確保されている。

想定する評価指標

なし